

特定非営利活動法人

地域認知症サポートブリッジ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人地域認知症サポートブリッジという。通称を、DSブリッジとする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都三鷹市下連雀四丁目2番8号のぞみメモリークリニックにおく。

(目的)

第3条 この法人は認知症にかかわる地域活動と豊かな地域ネットワークづくりを行い、誰もが暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 地域における認知症周辺課題に関する実践的な技術支援事業
- (2) 地域における認知症周辺課題に関する実務研修事業
- (3) 地域における認知症周辺課題に関する調査研究
- (4) 地域における認知症周辺課題に関する地域基盤的なネットワーク作り
- (5) 認知症を取り巻く良質な文化を育む勉強会・広報・支援事業の実施支援
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 （議決権あり）この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 （議決権なし）この法人の目的に協力するために入会した個人・団体及び法人
- (3) 機関会員 （議決権なし）この法人の活動を援助するために入会した研究・学術機関

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとする。

3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款、又は総会の議決に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した会費その他の抛出金は、返還しない。

第3章 役員及び顧問

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上12人以内
- (2) 監事1人

2 理事のうち1人を代表理事とし、副代表理事を1人、常務理事を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事、副代表理事及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、理事会の付託に基づき、業務を分掌する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づきこの法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(費用の支弁)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。

2 顧問は、代表理事の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。

3 顧問に関する必要事項は、理事会の決議を経て別に定める。

第4章 会議

(種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 役員を選任及び解任、職務及び報酬
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 解散における残余財産の帰属
- (7) 会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員総数の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案したばあいにおいて、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとする。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員数
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事もしくは代表理事が指名した者がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事が、理事会の目的である事項について提案したばあいにおいて、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は、電子メールによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした理事の氏名又は名称

(3) 理事会の決議があったものとみなされた日及び理事数

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 資産

(構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、当該事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査をうけ、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定数の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第56条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な事務職員を置く。

（職員の任免）

第57条 事務局長は、理事会の議決を経て代表理事が委嘱し、職員は代表理事が任免する。

（組織及び運営）

第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条の第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年3月31日までの事業年度に係る総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成19年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員	個人・団体	10,000円
準会員	個人・団体	10,000円
機関会員	個人・団体	1口 10,000円 (1口以上)

枠なし

別表 設立当初の役員

料

役職名	氏名
代表理事	木之下 徹
副代表理事	元永 拓郎
理事	本多 智子
理事	白井 葉子
理事	大久保 俊幸
理事	水谷 佳子
幹事	佐々木 健二

附則

この定款は、平成20年3月25日から施行する。

附則

この定款は、平成20年7月29日から施行する。

附則

この定款は、令和5年 月 日から施行する。

2023 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 地域認知症サポートブリッジ

1 事業実施の方針

2023年度は地域の包括支援センター、医療従事者、民間企業、介護事業者との連携のもと、認知症に関わる地域活動と豊かな地域ネットワーク作りを行う従前の活動に加えて、認知症当事者による認知症の人へのピアサポート支援事業を本格化させる。ピアサポートとはクリニック受診者等を対象とし、認知症と診断された直後の心的障害や社会的障害を軽減するために実施するもので、認知症当事者がピアサポーターとして、認知症診断後、本人が前向きに生きるための知恵を伝達し、認知症の本人や周囲への介入を行う活動支援である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【950】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域における認知症周辺課題に関する実践的な技術支援事業	医療職・介護職による研修	随時	東京都内	5名	全国各地の認知症専門医及び介護従事者	50名	100
地域における認知症周辺課題に関する実務研修事業	医療職・介護職による研修	随時	東京都内	5名	全国各地の認知症専門医及び介護従事者	50名	100
地域における認知症周辺課題に関する調査研究	ピアサポート支援事業	随時	三鷹市内クリニック	8名	認知症当事者とその家族	90名	100
地域における認知症周辺課題に関する地域基盤的なネットワーク作り	ピアサポート支援事業	年6回	三鷹市内クリニック	8名	認知症当事者とその家族	90名	500
認知症を取り巻く良質な文化を育む勉強会・支援事業の実施支援	地域における勉強会(当事者研究会)	年3回	三鷹市内クリニック及びコミュニティセンター	7名	都内近郊の認知症当事者と家族、医療介護スタッフ、メディア関係者等	100名	150

2024 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 地域認知症サポートブリッジ

1 事業実施の方針

2024年度は地域の包括支援センター、医療従事者、民間企業、介護事業者との連携のもと、認知症に関わる地域活動と豊かな地域ネットワーク作りを行う従前の活動に加えて、認知症当事者による認知症の人へのピアサポート支援事業を本格化させる。ピアサポートとはクリニック受診者等を対象とし、認知症と診断された直後の心的障害や社会的障害を軽減するために実施するもので、認知症当事者がピアサポーターとして、認知症診断後、本人が前向きに生きるための知恵を伝達し、認知症の本人や周囲への介入を行う活動支援である。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【950】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
地域における認知症周辺課題に関する実践的な技術支援事業	医療職・介護職による研修	随時	東京都内	5名	全国各地の認知症専門医及び介護従事者	50名	100
地域における認知症周辺課題に関する実務研修事業	医療職・介護職による研修	随時	東京都内	5名	全国各地の認知症専門医及び介護従事者	50名	100
地域における認知症周辺課題に関する調査研究	ピアサポート支援事業	随時	三鷹市内クリニック	8名	認知症当事者とその家族	90名	100
地域における認知症周辺課題に関する地域基盤的なネットワーク作り	ピアサポート支援事業	年6回	三鷹市内クリニック	8名	認知症当事者とその家族	90名	500
認知症を取り巻く良質な文化を育む勉強会・支援事業の実施支援	地域における勉強会(当事者研究会)	年3回	三鷹市内クリニック及びコミュニティセンター	7名	都内近郊の認知症当事者と家族、医療介護スタッフ、メディア関係者等	100名	150

2023年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人地域認知症サポートブリッジ

(単位:円)

目		金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	100,000	100,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	800,000	800,000
3	受取助成金等 受取補助金	0	0
4	事業収益 事業収益 事業収益	0	0
5	その他の収益 受取利息	4	4
経常収益計			900,004
(B) 経常費用			
1	事業費		
(1)	人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0 0	0
(2)	その他経費 会議費 旅費交通費 減価償却費 交際費 通信費 消耗品費 新聞図書費 支払手数料 車両費 租税公課	80,000 200,000 172,300 5,000 2,500 20,000 5,000 168,000 4,000 30,500	687,300
事業費計			687,300
2	管理費		
(1)	人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
(2)	その他経費 消耗品費 支払手数料 保険料 雑費	20,000 72,000 47,000 3,000	142,000
管理費計			142,000
経常費用計			829,300
当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①			70,704
(C) 経常外収益			
固定資産売却益 過年度損益修正益			0
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損			0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②			0
税引前当期正味財産増減額 (①)+② . . . ③			70,704
法人税、住民税及び事業税 . . . ④			0
前期繰越正味財産額 . . . ⑤			2,056,456
次期繰越正味財産額 (③)-④+⑤			2,127,160

2024年度 活動予算書（その他事業がない場合）

特定非営利活動法人地域認知症サポートブリッジ

（単位：円）

目		金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1	受取会費 正会員受取会費 賛助会員受取会費	100,000	100,000
2	受取寄附金 受取寄附金 施設等受入評価益	800,000	800,000
3	受取助成金等 受取補助金	0	0
4	事業収益 事業収益 事業収益	0	0
5	その他の収益 受取利息	4	4
経常収益計			900,004
(B) 経常費用			
1	事業費		
	(1) 人件費 給料手当 役員報酬 退職給付費用 福利厚生費	0 0	0
	(2) その他経費 会費 旅費交通費 減価償却費 交際費 通信費 消耗品費 新聞図書費 支払手数料 車両費 租税公課	80,000 200,000 172,300 5,000 2,500 20,000 5,000 168,000 4,000 30,500	687,300
事業費計			687,300
2	管理費		
	(1) 人件費 役員報酬 給料手当 退職給付費用 福利厚生費		0
	(2) その他経費 消耗品費 支払手数料 保険料 雑費	20,000 72,000 47,000 3,000	142,000
管理費計			142,000
経常費用計			829,300
当期経常増減額 (A) - (B) ... ①			70,704
(C) 経常外収益			
	固定資産売却益 過年度損益修正益		0
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
	固定資産売却損 災害損失 過年度損益修正損		0
経常外費用計			0
当期経常外増減額 (C) - (D) ... ②			0
税引前当期正味財産増減額 ①+② ... ③			70,704
	法人税、住民税及び事業税 ... ④		0
	前期繰越正味財産額 ... ⑤		2,127,160
次期繰越正味財産額 ③-④+⑤			2,197,864